

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
船舶安全法第三十二条ノ二の政令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（旅客定員を有するものを除く。） 二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の船舶（旅客定員を有するものを除く。）であつて、専ら沿海区域のうち国土交通省令で定める区域を航行するもの 三 平水区域を航行区域とする船舶（旅客定員を有するものを除く。） 四 前三号に掲げる船舶以外の総トン数二十トン未満の船舶（旅客定員を有するものを除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの イ 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。 ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。 (1) 長さ十二メートル未満の船舶 沿海区域 (2) 長さ十二メートル以上の船舶 沿海区域のうち国土交通省令で定める区域 五 (略)	船舶安全法第三十二条ノ二の政令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（旅客船を除く。） 二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の船舶（旅客船を除く。）であつて、専ら沿海区域のうち国土交通省令で定める区域を航行するもの 三 平水区域を航行区域とする船舶（旅客船を除く。） 四 前三号に掲げる船舶以外の総トン数二十トン未満の船舶（旅客船を除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの イ 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。 ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。 (1) 長さ十二メートル未満の船舶 沿海区域 (2) 長さ十二メートル以上の船舶 沿海区域のうち国土交通省令で定める区域 五 (略)